

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 53(オ)1012	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	損害賠償	原審事件番号	昭和 52(ネ)320
裁判年月日	昭和 54 年 2 月 20 日	原審裁判年月日	昭和 53 年 5 月 31 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 126 号 107 頁		

判示事項	請負人が第三者に損害を与えた場合において注文者に注文又は指図について過失があるとされた事例
裁判要旨	文者が請負人に対し、注文者所有の旧木造建物を取り壊してその跡地一杯に鉄骨ブロック四階建てアパートの建築工事を請け負わせ、請負人の人夫が右旧建物に隣接する第三者所有の建物の屋根に上つて建築資材等を運搬し、屋根瓦上に資材等を落下させるなどして瓦を破壊し、それによる雨漏りによつて野地板、垂木が腐蝕するような損害を与えた場合において、旧建物と第三者所有の建物とが互いに屋根が重なり合うほど密着して建てられていたものであり、旧建物の跡地一杯にアパートを建築すれば、両者の間には、足場を組む余地も、落下物の防止措置を施す余裕もなかつたなどの事情（原判決理由参照）にあるときは、注文者に注文又は指図について過失があつたというべきである。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人松坂徹也の上告理由第一及び第三について</p> <p>所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。</p> <p>同第二について</p> <p><u>原審が適法に確定した事実関係のもとにおいては、建築工事の注文主である上告人としては、たとえ建築工事等についての専門的知識がなくても、右工事が施行されれば被上告人所有の本件建物に被害を及ぼすことを容易に予測し得たものというべきであるから、本件建物に被害を及ぼさないような措置を講ずるよう請負人に命ずべき注意義務が、また、もし請負人が右措置を講じないで工事を施行する場合には直ちに工事を中止させるなどの注意義務があるものというべきである。右注意義務を尽くさず請負人が工事を施行するのを黙過した上告人は、注文又は指図について過失があつたものといわなければならない。</u>したがつて、これと同旨の見解に立ち上告人に対して民法七一六条ただし書の規定による注文者の責任を肯定した原審の判断は、相当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。</p> <p>よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。</p> <p>(裁判長裁判官 江里口清雄 裁判官 高辻正己 裁判官 服部高顯 裁判官 環昌一 裁</p>

判官 横井大三)

※参考：判例タイムズ 397号 72頁、判例時報 926号 56頁、金融商事判例 573号 3頁